

事 務 連 絡

平成18年6月1日

各 都道府県 障害保健福祉担当課 担当者 様

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課

工賃控除見直しに関するQ&Aについて

障害者自立支援法の施行については、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、工賃控除の見直しについては、平成18年5月29日付当課事務連絡でお知らせしているところですが、これについて、別添のとおりQ&Aを作成いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

工賃控除見直しに関するQ & A

Q. 既に4月実施している市町村あるいは実施しようとしている市町村の取扱いについては、どうするのか。

A. 既に10月施行の内容と同様の取扱いを行っている市町村及びこれから実施しようとしている市町村については、その取扱いを尊重する。

今回の見直しの趣旨は、個別減免の際の収入認定については、4月の制度実施（工賃控除額3,000円）以降も、事実上、従前の工賃控除の取扱いを踏襲するなど、市町村によって種々の取扱いが見られることから、その取扱いの統一を図るもの。

仮にこれまでの収入認定を変更してもらうこととした場合には、利用者にとって不利益変更になることから、既に10月施行の内容と同様の取扱いとなっている場合には、10月までの間も、従前どおりの収入認定を行うこととして差し支えない。